

4 分野別都市づくり計画

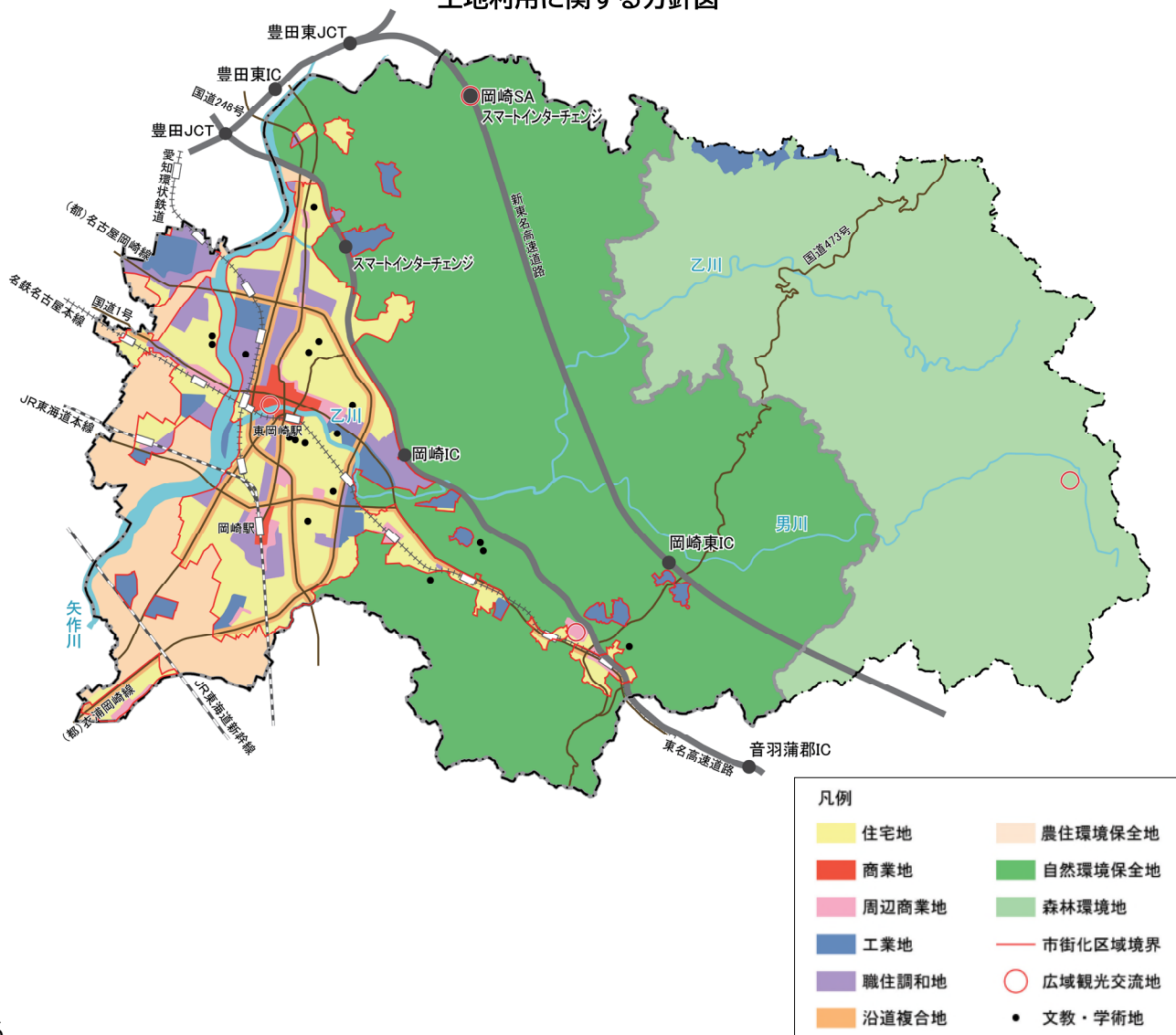
都市づくりの基本理念を踏まえ、本市が目指す都市像、都市づくりの目標の実現に向け、将来都市構造による都市づくりを実施する上で基礎となる7つの分野毎に基本方針を設定し、具体的な施策・事業に展開します。

(1) 土地利用に関する方針

土地利用の分野では、産業振興や良質な居住環境の形成、秩序ある土地利用を推進するため、次の7つの基本方針を定めます。また、市全体の適切な土地利用誘導を図るため、住宅地や商業地、工業地、自然環境保全地などの用途別の土地利用を配置します。

基本 方針	1 地域の特性に応じた良質な居住環境の形成
	2 乙川リバーフロント地区の整備による賑わいと活力の創出
	3 地域の特性に応じた都市機能の導入・集積による利便性の高い市街地の形成
	4 多様な交流の拡大に資する観光産業交流機能の誘導
	5 産業振興に資する産業用地の確保・誘導
	6 土地利用混在箇所の相互の調和による操業環境・居住環境の確保
	7 無秩序な市街地拡大の抑制と市街化調整区域、都市計画区域外の自然環境の保全

土地利用に関する方針図



土地利用区分	配置の方針
住宅地	主に住宅を誘導する地区として、市街化区域内における既成市街地や低未利用地などに住宅地を配置します。
商業地	商業や業務、行政、文化、交流などといった多様な機能の集積を誘導すべき地区として、都市拠点に位置づけている鉄道駅周辺に商業地を配置します。
周辺商業地	商業施設と住宅が混在し、各々の機能が調和しながら生活利便性の高い良好な市街地を保全すべき地区として、周辺商業地を配置します。
工業地	工業施設や流通業務施設、研究開発施設などを中心に誘導すべき地区として、郊外部などに工業地を配置します。
職住調和地	工業施設との調和を図りながら良好な居住環境を保全すべき地区として、工業系用途地域の中で住宅の立地が進んでいる地域に職住調和地を配置します。
沿道複合地	ロードサイド型の商業・業務施設の集積を誘導する地区として、幹線道路沿いに沿道複合地を配置します。
農住環境保全地	生産の場や市街地周辺の身近な緑地といった、生物の多様性の向上を図りその保全に努める地区として、市域西部と南部を中心に農住環境保全地を配置します。
自然環境保全地	水源の涵養や、森林や農地、河川などの自然環境の保全に努める地区として、市域中央部に自然環境保全地を配置します。
森林環境地	森林の多面的機能を認識しその保全・活用に努める地区として、市域東部に森林環境地を配置します。
広域観光交流地	多様な交流の拡大に資する広域観光交流施設の立地や機能の充実を図る地区として、広域観光交流地を配置します。
文教・学術地	既存の教育・研究機関を中心に文教・学術地を配置します。

（２）市街地整備に関する方針

市街地整備の分野では、産業振興や良質な居住環境の形成などを図るため、次の４つの基本方針を定めます。

基本方針	1 都市拠点などにおける都市機能の更新や地域の特性に応じた魅力ある市街地の形成 2 産業用地の整備 3 土地区画整理事業などの確実な推進による良好な市街地の形成 4 低未利用地などの利活用の推進
------	--

（３）道路・公共交通に関する方針

道路・公共交通の分野では、広域的な道路整備や公共交通ネットワークの構築などを図るため、次の５つの基本方針を定めます。

基本 方針	1 広域道路網の整備促進、幹線道路網の強化、身近な道路の整備推進
	2 安全で快適な歩行者、自転車通行空間の確保
	3 鉄道やバス、次世代モビリティなどの連携による公共交通ネットワークの構築
	4 交通結節点の利便性向上のための環境整備、ユニバーサルデザイン化の推進
	5 都市経営の観点からのインフラ管理の推進

（４）公園・緑地に関する方針

公園・緑地の分野では、計画的な公園・緑地の維持管理・利活用などを図るため、次の４つの基本方針を定めます。

基本 方針	1 生活に密着した公園の整備推進
	2 風致地区や生産緑地、社寺林などの自然環境の保全
	3 長期未整備の都市公園の計画の見直し
	4 公民連携も含めた適切な維持管理・利活用の推進

（５）河川・上下水道に関する方針

河川・上下水道の分野では、計画的な河川・上下水道の整備、維持管理などを図るため、次の５つの基本方針を定めます。

基本 方針	1 治水・浸水対策の強化
	2 河川の良い水質の確保
	3 自然環境に配慮した川づくり
	4 親水性の高い水辺空間の創出と活用
	5 施設の適切な維持管理と計画的な更新

（６）景観・自然環境に関する方針

景観・自然環境の分野では、景観形成と自然環境の保全などを図るため、次の４つの基本方針を定めます。

基本 方針	1 景観計画に基づく歴史・文化資源や景観の保全
	2 歴史・文化資源のネットワーク化による観光振興の促進
	3 乙川や矢作川などの水辺空間の環境や眺望の保全による良好なまちなみ景観の誘導
	4 無秩序な開発の抑制による自然環境の保全

（７）防災に関する方針

防災の分野では、市民の安全で安心な居住環境の確保などを図るため、次の５つの基本方針を定めます。

基本 方針	1 市街地の耐震化や不燃化の促進
	2 防災都市基盤の強化による災害に強い都市づくりの推進
	3 土砂災害対策の強化
	4 市民・事業者への情報発信や自主防災組織の支援・育成による防災活動の推進
	5 復興事前準備の取組みの推進